令和7年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・<u>延長</u>)

(金融庁総合政策局総合政策課)

| 項目 | 名 | 結婚・子育て資金一括贈与に係 | 系る贈与税の非課税措置 | 量の拡充及び延長 |
|----|--|----------------|-------------------------|--|
| 税 | 目 | 贈与税 | | |
| 要 | 将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、 子や孫の結婚・妊娠・出産・育児を支援するため、結婚・妊娠・出産・育児の | | | |
| 望 | 費用について一括して子・孫へ贈与を行った場合の贈与税の非課税措置について、拡充及び延長すること。 | | | |
| Ø | 【要望の内容】 〇対象費目等を拡充すること。 〇令和7年3月31日までとなっている適用期限を令和9年3月31日まで2年間延長すること。 | | | |
| 内 | | | | |
| | | | 平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) | 一 百万円(— 百万円) |
| 容 | | | (改正增減収額) | (一 百万円) |

(1) 政策目的

高齢者層が有する家計金融資産を早期に若者世代に移転することにより経済 活性化を図るとともに、子や孫の結婚・妊娠・出産・育児を後押しすること。

(2) 施策の必要性

少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているが、若い世代において、未婚化・晩婚化が進行していることが、少子化の大きな要因の一つとなっていると指摘されている。各種調査結果によれば、若い世代が結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が挙げられていることから、結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くための措置が必要である。

また、わが国では金融資産の約6割を高齢者層が保有しており、その資産をより消費性向の高い若年層に移転することによって、消費の拡大を通じた経済の活性化が期待できる。

く参考>

「こども大綱」(令和5年12月閣議決定)

<こども施策に関する基本的な方針>

- ・若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む。
- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。

<こども施策に関する重要事項>

・結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であり、多くの地方公共団体等において行われている出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する。

「こども未来戦略」(令和5年 12 月閣議決定)

<基本理念>

・第一に、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において、現在の所得や将来の見通しを持てるようにすること、すなわち「若い世代の所得を増やす」ことが必要である。

「こどもまんなか実行計画」(令和6年5月決定)

拡

新

設

充又

は延

長 を 必 要

とする理由

| | | ・高齢世代のことを目的と | する方への支援、結婚に伴う新生活への支援) 保有する資産の若い世代への移転を促進し、若い世代を支援する して、父母・祖父母が子・孫に対し結婚、妊娠・出産、育児等に ついて一括贈与した場合に 1,000 万円までを非課税とする措置を ども家庭庁】 |
|---------------|-------|---|--|
| 今回の要望 | | 政 に な ま は ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま が は が ま が ま | Ⅱ - 1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済活性化を促す。 |
| (租 税 | | 租税特別措 置の適用又 は延長期間 | —————————————————————————————————————— |
| 机特別措置)に関連する事項 | 合 理 性 | 同上の期間 中の達成 目 標 | (「政策の達成目標」と同じ) |
| | | 政策目標の 達 成 状 況 | 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化対策として、こども未来戦略加速化プランをはじめとした様々な取組を行っているものの、2023 年の合計特殊出生率」は 1.20 (概数) と過去最低となり、先進国の中でも低い水準となっている。また、各種調査によれば、結婚や出産に踏み切れない理由として経済的理由等が上位に挙げられているところである。 〇2021 年 国立社会保障・人口問題研究所 「第 16 回出生動向基本調査」・結婚意思のある未婚者(25~34 歳)が独身でいる理由「適当な相手にめぐり会わない」男性: 43.3%、女性: 48.1%「必要性をまだ感じない」 男性: 25.8%、女性: 29.3%「結婚資金が足りない」 男性: 23.1%、女性: 13.4% |

| | | | ・結婚意思のある未婚者に、一年以内に結婚するとしたら何か 障害となることがあるかをたずねたところ、男女とも「結婚資金」を挙げた人が最も多い。(男性 47.5%、女性 43%) |
|---|-------------|------------------------------------|--|
| | | | ・夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(52.6%) |
| | | | 〇平成31年3月(平成30年度)内閣府「少子化社会対策に関する意識調査報告書」 ・どのような状況になれば結婚すると思いますかという問いに対し、経済的に余裕ができること」が42.4%と最も高い。 ・経済的な事柄のうち、どのようなことがあれば、皆が安心して希望通り子供を持てるようになるかという問いに対し、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が54.3%と最も高い。 |
| : | 有 効 性 | 要望の措置のの適用見込み | 令和2年度国勢調査結果によると、40歳~89歳の既婚者(有配偶)のうち、家族類型が「夫婦と子供から成る世帯」又は「ひとり親と子供から成る世帯」であるのは約1,895万人。また、「結婚・子育て支援信託に関する調査結果報告書」(一般社団法人 信託協会 2024年7月)によると、子どものいる 40~89歳の男女のうち、本制度の利用可能者(※)は86.1%、このうち 28.7%が本制度を「利用してみたい」又は「どちらかといえば利用してみたい」と回答している。以上より、本制度の利用可能性があるのは約468万人と推計される。 (※)本制度について、「名前は知っていたが、仕組みなど詳細までは知らなかった」又は「名前も知らなかった」と回答した96.5%のうち、「そもそも利用できない(対象となるお子さまやお孫さまがいない等)」を選択した回答者を除外した割合 |
| | | 要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性) | 本措置により、高齢者が保有する資産の若年層への移転を促進することは、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安を解消し、少子化対策につながるとともに、若年層による消費が促されることにより、内需の拡大による経済活性化にも有効である。 |
| | | 当該要望項 目以外の税 制上の措置 | _ |
| | 相 当 性 | 予算上の 措置等の 要求内容 及び金額 | |
| | | 上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係 | _ |

| | | 本措置は、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を |
|----------------------------|--------------------------------|---|
| | 要望の措置 の 妥 当 性 | 促し、結婚・妊娠・出産・育児に対する若年層の経済的な不安 を解消し、少子化対策につなげる観点から、広く公平に個人に 適用するものであり、租税特別措置によって実施することは妥 当であるといえる。 |
| | | 【平成 27 年(12 月時点)】 〇受益者 3,434 人 ○契約数 3,487 件 〇受託残高 7,593,025 千円 |
| | | 【平成 28 年(12 月時点)】 ○受益者 5, 361 人(前年より 1, 927 人増) ○契約数 5, 448 件(前年より 1, 961 件増) ○受託残高 9, 752, 789 千円(前年より 2, 159, 764 千円増) |
| Ę | | 【平成 29 年(12 月時点)】 ○受益者 5,944 人(前年より 583 人増) ○契約数 6,038 件(前年より 590 件増) ○受託残高 10,436,509 千円(前年より 683,720 千円増) |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | | 【平成 30 年(12 月時点)】 ○受益者 6,410 人(前年より 466 人増) ○契約数 6,511 件(前年より 473 件増) ○受託残高 10,545,327 千円(前年より 108,818 千円増) |
| 代特別措置 の | 租税特別 措 置 の 適用実績 | 【令和元年(12 月時点)】 ○受益者 6,790 人(前年より380 人増) ○契約数 6,893 件(前年より382 件増) ○受託残高 10,742,039 千円(前年より196,712 千円増) |
| 適用実績と | X2/13/X198 | 【令和 2 年(12 月時点)】 〇受益者 6,991 人(前年より 201 人増) 〇契約数 7,098 件(前年より 205 件増) 〇受託残高 10,273,246 千円(前年より 468,793 千円減) |
| 効 果 に 関 連 | | 【令和3年(12月時点)】 〇受益者 7,213人(前年より222人増) 〇契約数 7,323件(前年より225件増) 〇受託残高 9,985,080千円(前年より288,166千円減) |
| する事項 | | 【令和4年(12月時点)】 〇受益者 7,409人(前年より196人増) 〇契約数 7,519件(前年より196件増) 〇受託残高 9,433,643千円(前年より551,437千円減) |
| | | 【令和5年(12月時点)】 〇受益者 7,624人(前年より215人増) 〇契約数 7,736件(前年より217件増) 〇受託残高 8,903,429千円(前年より530,214千円減) |
| | | ※上記は信託銀行実績分のみ |
| | 租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果 | _ |

| 租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性) | 本措置により、若年層に移転した高齢世代の保有する資産は、結婚・子育て費用に充てられることから、少子化対策として有効である。また、これらの資産は、結婚・子育て費用に充てられることが前提であるため、消費の拡大、及び経済の活性化の手段として有効である。 |
|--|---|
| 前回要望時の達成目標 | 若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的 要因を取り除くことで、少子化問題に対応する。また、高齢者 から若年層への世代間資産移転を促進させることにより、経済 活性化を促す。 |
| 前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由 | 本措置が利用されているということは、実際に、親・祖父母世代から結婚・子育て世代に資産が移転しているということであり、若年層の結婚・妊娠・出産・育児の障害の一つである経済的要因を取り除くことができていると考えられる。 また、本措置により、高齢者から若年層への世代間資産移転が実際に行われていることから、経済の活性化が促されていると考えられる。 |
| これまでの 要 望 経 緯 | 平成 27 年度:新設 平成 28 年度:費目の明確化に関する拡充を要望 平成 30 年度:対象の拡充及び措置の恒久化を要望 令和3年度:子の育児に係る費用の拡充、対象年齢の引き下げ (民法改正による)及び措置の延長を要望 令和5年度:措置の延長を要望 |